

八戸学院大学学則

第1章 総則

第1条 八戸学院大学（以下「本学」という。）は、カトリック精神に基づき、広く豊かな教養を授け、深い専門の学術を探究せしめ、正しい道徳観と高い知性を有する民主的にして平和を愛好する人材を育成することを使命・目的とする。

2 地域経営学部地域経営学科は、経営学をはじめ社会科学の学問体系の基礎を学び、地域の企業、自治体、社会等あらゆる領域において経営に携わり、地域や世界に通用する人材を育成する。

3 健康医療学部人間健康学科は、こころとからだの健康についての学びをふまえ、幅広い分野の研究・指導・実践ができ、現代社会における健康に関するニーズに対応できる人材を育成する。

4 健康医療学部看護学科は、豊かな感性と人間性を備え、日々進歩する看護の知識や技術に対応できる能力や地域の保健医療活動、健康増進に看護の実践者として貢献できる資質の高い人材の育成を目的とする。

第2条 本学は、高等教育機関としての教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動、その環境および大学運営等の状況について包括的に自ら点検・評価を行う。

2 前項の点検・評価の実施に関する細目等については、別に定める。

第2条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第2章 学部・学科の組織

第3条 本学に、次の学部・学科を置く。

(1) 地域経営学部地域経営学科

(2) 健康医療学部人間健康学科

看護学科

第3章 修業年限および学生定員

第4条 本学の修業年限は4年とし、在学年限は8年とする。ただし、在学年限は教授会の審議を経て、学長が許可した場合は延長することができる。

第5条 本学の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

(1) 地域経営学部地域経営学科 入学定員 80名 収容定員 320名

(2) 健康医療学部人間健康学科 入学定員 80名 収容定員 320名

看護学科 入学定員 80名 収容定員 320名

第4章 学年、学期および休業日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者については10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年を2学期に分けて次の2期とする。

春学期は 4月1日から9月30日まで

秋学期は 10月1日から翌年3月31日まで

3 授業実施総時間数は、各学期15週の年間30週とする。

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 4月18日

(4) 春季休業 3月20日から4月10日まで

(5) 夏季休業 7月11日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月22日から翌年1月15日まで

- 2 学長は、前項に定める休業日を変更し、または臨時休業の日を定めることができる。
- 3 休業日においても、必要に応じ実習を課し、または特別講義等を行うことがある。

第5章 授業科目および履修方法

第8条 本学は、大学、学部および学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

第8条の2 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

第8条の3 授業科目は、リベラルアーツおよび専門教育科目とする。

- 2 授業科目および単位数は、別表1、別表2および別表3による。

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合せて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第10条 履修方法は、第1年次及び第2年次においてはリベラルアーツを主とし、併せて専門教育科目の一部を履修させ、第3年次及び第4年次においては主として専門教育科目を履修させる。

- 2 履修の仕方は、別に定める八戸学院大学履修規程による。

第11条 本学学生の卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

区 分		リベラルアーツ			専門教育科目		
		必修科目	選択科目	合計	必修科目	選択科目	合計
地域経営学部	地域経営学科	12単位	18単位	30単位以上	30単位	64単位	94単位以上
健康医療学部	人間健康学科	12単位	14単位	26単位以上	48単位	46単位	94単位以上
	看護学科	10単位	16単位	26単位以上	101単位	1単位	102単位以上

※健康医療学部人間健康学科については、上記に加えてリベラルアーツの選択科目および専門教育科目の選択科目から合計4単位以上を修得しなければならない。

第12条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法および同施行規則に基づき、所定の授業科目を取得しなければならない。これらの科目の履修方法については、別に定める八戸学院大学教職課程履修規程による。

- 2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類 (免許教科)
地域経営学部	地域経営学科	高等学校教諭一種免許状 (商業) 高等学校教諭一種免許状 (情報)
健康医療学部	人間健康学科	養護教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 (保健体育) 中学校教諭一種免許状 (保健) 高等学校教諭一種免許状 (保健体育) 高等学校教諭一種免許状 (保健) 高等学校教諭一種免許状 (看護)

第13条 教職に関する専門教育科目およびその単位数は、別表4の教職教育課程表のとおりとする。

第14条 毎学年の始めに、その学年に教授する授業科目の種類、講義題目および授業担当者を公示する。臨時講義については、随時、公示する。

2 科目の選択については、毎学期授業開始日前の指定期日までに教務学生課に履修届を提出しなければならない。

第15条 授業科目の履修終了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる。

2 試験については、この学則に定めるほか、別に定める。

第16条 各授業科目の評価は、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)および不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。(欧文による表記では秀をS、優をA、良をB、可をCとする)。合格した科目については、所定の単位数を与える。

2 グレード・ポイント・アベレージ(GPA)については別に定める。

第16条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 本学は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生および特別の理由が認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第17条 各授業科目について授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目履修の認定を受けることができない場合がある。

第18条 授業料その他納入金未納の者は、科目履修の認定を受けることができない。

2 休学中の者は、その学期の試験を受けることができない。

第19条 正当な事由により試験を受けることができなかった者については追試験を行う。また、試験に不合格であった者については事情によっては再試験を行うことがある。

第20条 学生が、職業を有している等の事情により第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修(以下「長期履修学生」という。)し卒業することを希望する場合は、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第20条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 他の大学または短期大学における授業科目の履修等

第21条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について、修得した単位を本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が本学の定めるところにより短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 前条の規定は、本学学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が入学する以前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目を履修修得したものとみなし、認定することができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学学生が入学する以前に行った短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により、修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、学士入学、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第1項および第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第24条 学士入学前に修得した単位は、教授会の審議を経て学長が許可した場合は、入学後における修得すべき授業科目の単位とみなすことができる。

第7章 本学において科目等履修により修得した単位

第25条 本学に入学する以前に本学において科目等履修によって修得した当該単位は、入学後に修得したものとみなし、原則として卒業要件の単位に通算する。

2 本学において科目等履修によって一定の単位を修得した者は修業年限の2分の1を上限として、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。

第8章 卒業の認定および学位の授与

第26条 第4条に定める修業年限を充たし、第11条に定める単位（124単位以上または128単位以上）を修得した者に対して、教授会の審議を経て学長は卒業を認定する。

第27条 卒業を認定された者に対して、学長は学士の学位を授与する。

第9章 入学、休学、復学、除籍、復籍、転部、転学、退学および留学

第28条 入学の時期は学期の始めとする。

第29条 本学に入学することができる者は次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の学校教育を修了した者、または、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第30条 入学志願者は、所定の書類に受験料を添えて願出しなければならない。

2 入学者の選抜は学力検査の成績および出身高等学校長からの調査書その他に基づいて行う。

第31条 入学についての試験および手続などは別にこれを定める。

第32条 学士入学、編入学または転入学を志願した時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。志願者の資格および手続については別に定める。

第33条 入学の許可は、教授会（入学者選抜委員会）の審議を経て学長が決定する。

第34条 入学を許可された者は、別に定める入学手続に従い、保証人連署の誓約書およびその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

第35条 保証人は、その学生の在学中に係る一切の事件につき連帯の責任を負わなければならない。

- (1) 保証人は独立の生計を営み、確実に保証人の責を履行できる成年者でなければならない。
- (2) 保証人2人のうち1人は、八戸市またはその近在に居住している者とする。
- (3) 保証人が死亡または前項の資格を失ったときは、改めて保証人を定め速やかに届け出なければならない。

第36条 入学を許可された後、所定の手続を完了しない場合は、その者の入学許可を取り消すことがある。

第37条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署のうえ、学長に願い出て、学長の許可を得て休学が許可された日から学期末または学年末まで休学することができる。

- 2 休学者が復学しようとする場合は、保証人連署のうえ願い出て学長の許可を得なければならない。
- 3 病気による休学の場合および病氣治癒による復学の場合には、医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。
- 4 休学の期間は1ヶ年以内とする。ただし、願い出により許可された者は、さらに1ヶ年延長することができる。
- 5 休学期間は通算2ヶ年以内とし、休学した学期は在学年限に算入しない。

第38条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第37条に定める休学期間を超えてなお復学もしくは退学しない者
- (4) 死亡した者

2 前項第1号により除籍された者が保証人連署で復籍を願い出た場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第38条の2 本学の学生で他の学部・学科に転部・転科を志願する者があるときは、教授会の審議を経て、学長が許可することがある。

2 転部・転科を許可された者の本学に在学すべき年数、履修すべき科目および単位数は、教授会の審議を経て学長が決定する。

第39条 他の大学に転学を志望する者がある場合は、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第40条 病気その他の事由により退学しようとする場合は、事由を具し保証人連署のうえ、願い出なければならない。

第41条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合には、教授会の審議を経て学長が許可することがある。

第42条 本学が教育上有益と認めたときは、他の大学等に留学することを許可することがある。

2 留学の期間は、2年間に限り修業年限に通算することができる。

3 留学については、この学則に定めるほか別に定める。

第43条 本学の学部・学科には、他の大学の学部・学科と併せて在学することはできない。

第10章 受験料、入学金および学費

第44条 本学の受験料、入学金および学費は、別表5のとおりとする。ただし、学費は、社会経済情勢の変化等により在学中に変更することがある。

2 前項の規定にかかわらず、第20条に規定する長期履修学生の1年間の学費は、正規課程学生の4年分の学費総額を、許可された修業年限で除した額とする。

第45条 入学金を所定の期日までに納入しない場合は、その者の入学の許可を取り消すことができる。

第46条 学費は、春学期および秋学期の2期に分納するものとし、それぞれの期において納付する額は別表4-2に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

2 学費の納付期限は、次のとおりとする。ただし、新入生春学期の納付期限は別に定める。

- (1) 春学期 4月5日
- (2) 秋学期 10月5日

3 学費を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者には、登校停止を命じ、引き続き滞納するときは除籍することがある。

第47条 既納の受験料、入学金および学費はこれを還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本学に入学を許可された者が入学時に指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により学費を還付する。

第48条 退学した者、退学を命ぜられた者、または除籍された者は、その期間に属する学費を納入しなければならない。ただし、願い出により退学した者または第38条第1項により除籍された者が、再入学または復籍する際の納入金については別に定める。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の学費を納入しなければならない。

第49条 休学期間中の学費は免除する。ただし、春学期または秋学期の中途において休学を許可された者、または復学した者はその学期の学費を納入しなければならない。

第11章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生および外国人留学生

第50条 本学の学生以外の者で、本学の開設する授業科目中一部の授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の授業科目を履修した科目等履修生には、単位の授与または修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第51条 他の大学または短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、当該大学または短期大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとする者は、教授会の審議を経て学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第52条 公共機関または企業から本学における教育を委託された者は、教授会の審議を経て学長が委託生として入学を許可することがある。

第53条 外国人の入学志願者で、当該外国公館の証明を有し、本学での修学に堪える学力を有すると判定された者は、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

第54条 本学において特定の課題について研究を進めようとする者は、教授会の審議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生については、この学則に定めるほか、別に定める。

第55条 科目等履修生および外国人留学生については、本章に規定するもののほか、別に定めるところによる。

2 委託生については、本章に規定するもののほか、他の各章の規定を準用する。

第56条 科目等履修生、委託生および外国人留学生は、正規の課程の学生と同じく学則その他一般の規則を守らなければならない。

第12章 職員組織

第57条 本学に学長、学部長、学科長、教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、大学評価統括本部長、教授、准教授、講師および事務職員を置く。

2 本学に副学長、学長補佐、助教、助手および技術職員を置くことができる。

第58条 学長は、本学を統轄し、これを代表する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。

3 学長補佐は、学長の命を受け特任事項を掌る。

4 学部長は、当該学部の校務を掌る。

5 学科長は、当該学科の校務を掌る。

6 教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長および大学評価統括本部長は、学長の命を受け所管業務を掌る。

7 教授・准教授・講師・助教は学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究その他の職務に従事する。

8 助手は、教授・准教授・講師・助教の職務を助け、研究その他の職務に従事する。

第13章 運営会議および教授会

第59条 本学に、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、これを審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育に関する基本方針および教学運営上の全学的事項

(2) 教員の人事に関する事項

(3) 教授会の審議に関する基本的、共通的事項

(4) 各種分掌の組織および分掌内容に関する事項

(5) 学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項

(6) その他、学長が必要と認めた重要事項

3 運営会議の審議を経て学長が決定した事項は、教授会に報告するものとする。

4 運営会議の組織および運営方法等については、別に定める八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議規程による。

第60条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が意思決定を行うにあたり、次の各号について審議し、意見を述べるものとする。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 前号にかかわる教育および指導に関する事項

(3) 研究活動に関する事項

(4) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項

(5) 学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項

(6) 試験および学業成績に関する事項

(7) 学生の生活指導および賞罰に関する事項

(8) その他、学長が必要と認めた事項

3 本条に定めるもののほか、教授会について必要な事項は、別に定める八戸学院大学教授会規程による。

第61条 削除

第62条 学長は、運営会議の審議を経て校務分掌を組織し、分掌事項を定める。

2 校務分掌に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 図書館、地域連携研究センターおよび附属学校

第63条 本学に図書館を置く。

第64条 本学に、地域連携研究センターを置く。

第65条 学校法人光星学院の併設する学校のうち次の学校は、本学の専門教育および教職に関する専門科目の実施研究に資する。

(1) 八戸学院光星高等学校

(2) 八戸学院野辺地西高等学校

第66条 図書館、地域連携研究センターおよび附属学校に関する規程は別に定める。

第15章 学寮および厚生保健施設

第67条 本学に、学生寮その他学生の厚生保健のための施設を設けることがある。これらの施設の利用等については別に定める。

第16章 賞 罰

第68条 本学の目的および使命によく合致した学生は、教授会の審議を経て学長はこれを賞することができる。

第69条 本学の学生で、人物・学業成績等が特に優れた者を特待生とすることができる。

2 特待生については、別に定める。

第70条 本学の学則に違反し、またはその本分に反する行為があったときは教授会の審議を経て学長はこれを懲戒することができる。

第71条 懲戒の種類は、戒告、停学および退学とし、次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改心の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等または疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、そのほか学生として本分に反した者

第17章 公開講座

第72条 本学は、随時に公開講座を開設し、学生および一般市民の文化的向上に資する。

第18章 補 則

第73条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第74条 この学則の改正は、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2. 昭和58年4月1日改正

3. 昭和61年4月1日改正

4. 昭和62年4月1日改正

5. 昭和63年4月1日改正

ただし、学則第4条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

商学部商学科 入学定員 150名

6. この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第36条別表3-1は、平成2年度入学志願者から適用する。

7. 平成3年4月1日改正

ただし、第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

商学部商学科 入学定員 200名

8. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条別表 3-1 は、平成 3 年度入学志願者から適用する。
9. 平成 4 年 3 月 1 日改正
10. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条別表 3-1 及び 3-2 は、平成 4 年度入学志願者から適用する。
11. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条別表 3-2 は、平成 5 年度入学志願者から適用する。
12. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条別表 3-2 は、平成 6 年度入学志願者から適用する。
13. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条別表 3-1 及び 3-2 は、平成 7 年度入学志願者から適用する。
14. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条別表 3-2 は、平成 8 年度入学志願者から適用する。
15. 平成 9 年 4 月 1 日改正
ただし、第 4 条の規定にかかわらず、平成 9 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。
商学部商学科 入学定員 200 名
16. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 35 条別表 3-2 は、平成 9 年度入学志願者から適用する。
17. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 41 条別表 3-2 は、平成 10 年度入学志願者から適用する。
18. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 41 条別表 3-2 は、平成 11 年度入学志願者から適用する。
19. この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条別表 3-2 は、平成 12 年度入学志願者から適用する。
20. この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条別表 3-2 は、平成 13 年度入学志願者から適用する。
21. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条別表 3-2 は、平成 14 年度入学志願者から適用する。
22. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条別表 3-2 は、平成 15 年度入学志願者から適用する。
23. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 11 条の学部学科名称、第 7 条別表 1 及び別表 2 の教育課程表、第 43 条別表 3-2 は、平成 16 年度入学志願者から適用する。
24. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条及び第 12 条の学部学科名称、第 8 条別表 2 の教育課程表、第 13 条別表 3 の教育課程表、第 44 条別表 4-2 は、平成 17 年度入学志願者から適用する。
25. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条別表 1・別表 2 の教育課程表、第 13 条別表 3 の教育課程表及び第 44 条別表 4-2 は、平成 18 年度入学志願者から適用する。
26. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
27. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
28. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
29. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条、別表 1 及び別表 2 については、平成 22 年度入学者から適用する。
30. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
31. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
32. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
33. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
34. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
35. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
36. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
37. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条及び第 11 条の学部学科名称、第 8 条の 3 別表 1 の教育課程表、第 13 条別表 4 の教育課程表、第 44 条別表 5 は、平成 30 年度入学志願者から適用する。